

改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄) ※市町村行動計画

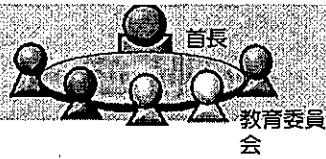
(現行) 次世代法 行動計画策定指針	見直し案 (主な修正点)
<p>五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項</p> <p>1 市町村行動計画</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>工 児童の健全育成</p> <p>地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。</p> <p>また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うN P O、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることができるとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。</p> <p>さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが望ましい。</p> <p>また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一緒に進めることが必要である。</p> <p>あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>	<p>※項目を「子どもの健全育成」とする。</p> <p>※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて「(イ)放課後子ども総合プラン」として以下のような内容を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、<u>放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進</u> ・その際、<u>小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一體的に実施することが望ましい</u> ・このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の<u>平成三十一年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一體的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要</u> ・新たに放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合は、<u>小学校で一体型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブを利用する小学生も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一體的な実施を推進</u> ・放課後児童クラブの実施に当たっては、<u>小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要</u> <p>※「地域における人材養成」という項目を追加し、以下のような内容を記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要

改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄)※都道府県行動計画

(現行) 次世代法 行動計画策定指針	見直し案 (主な修正点)
<p>五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項</p> <p>2 都道府県行動計画</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>工 児童の健全育成</p> <p>児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等の間の連携・協力体制の構築を図ることが必要である。</p> <p>また性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>	<p>※項目を「子どもの健全育成」とする。</p> <p>※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて「(イ)放課後子ども総合プラン」として以下のような内容を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、都道府県は、放課後児童クラブ・放課後子供教室に従事する者等の確保及び質の向上を図るとともに、教育委員会と福祉部局との連携を図ることが重要 このため、地域の実情に応じた研修の実施方法等、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、都道府県行動計画に盛り込むことが必要 研修については、放課後児童支援員となるための研修の実施のほか、これらの事業に従事する者等の資質の向上、情報共有等の観点から、合同の研修を実施することが望ましい <p>※「地域における人材養成」という項目を追加し、以下のような内容を記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度では、教育・保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質の向上は、都道府県の責務 子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要

総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。 ○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聞くことが可能。

2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

- ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、福祉部局と連携した総合的な放課後対策 等
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に
講ずべき措置
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等

- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることが可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

余裕教室活用状況の見直しについて

活用の現状

公立小中学校の余裕教室 ⇒ 99.3%が活用済み(平成25年5月1日現在)

余裕教室をとりまく動向(放課後対策関連)

- ・平成26年6月24日 「日本再興戦略」改訂2014・骨太の方針
- ・平成25年6月25日 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告



活用済みの余裕教室について、有効性の観点から見直し



より有効な活用が図れる余地のある活用済み余裕教室がある場合

放課後児童クラブ・放課後子供教室への用途変更を積極的に検討

財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金
処分制限期間内に補助目的外に転用する場合…



原則として
補助金相当額の国庫納付が必要

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化
(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)



- 包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)
- 国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)
補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要

余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(＝無償の財産処分に該当する場合)

①国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・国庫納付不要
- ・報告書の提出により手続完了

②国庫補助事業完了後10年未経過

- 耐震補強・大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分
または
- 大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行して
やむを得ずに行う財産処分

- ・国庫納付不要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

- 上記以外

- ・国庫納付が必要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続不要。

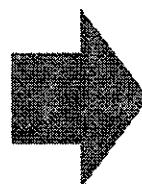
「一時的な使用」について

「一時的な使用」とは何か

- ・補助の目的(学校教育としての用途)を妨げない範囲での目的外使用
- ・**学校教育のためにその部屋を使用していることが前提**

「一時的な使用」の例

- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する場合
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。



すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、
学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の
「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。